

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	
【告示】			【正誤】	
○ 旅券法に基づく事務のうち急を要する場合等の指定の一部改正	国際課	河川整備計画の変更案の縦覧	河川課	
○ 情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定の全部改正	情報政策課	○ 道路の位置の指定	建築指導課	
○ 収納代理金融機関の指定の一部改正 （以上県例規集登載）	会計課	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	〃	
○ 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等	情報政策課	〃	〃	
○ 優良図書の推奨	男女共同参画青少年課	○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	〃	
○ 有害図書の指定	〃	【正誤】	〃	
○ 保安林の指定の解除	治山課	○ 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則の正誤 （県例規集登載）	畜産課	
○ 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等	用度課			
○ 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等	〃			
【公告】				
○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧	耕地課			
○ 土地改良区役員の退任及び就任届	〃			

◎岡山県告示第三十三号

平成十八年岡山県告示第四百四十三号（旅券法に基づく事務のうち急を要する場合等の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

本則第三号を削り、本則第四号を本則第三号とし、本則第五号中「前二号」を「前号」に改め、「一般旅券又は」を削り、同号を本則第四号とする。

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

◎岡山県告示第三十四号

平成十六年岡山県告示第百九十七号（情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

条 例 等		規 定				申 請 等 の 内 容		
一 岡山県吏員恩給条例施行細則（昭和二十五年岡山県規則第五十六号）		第三十八 条	第三十九 条	第四十六 条第一項	第二十二 条第一号	第二十二 条第二号	第二十二 条第六号	第二十二 条第九号
		恩給受給権の消滅事由の発生の届出	恩給受給者の本籍（現住所）の変更の届出	恩給証書（裁定通知書）の再交付の申請	消費生活協同組合の登記の完了の届出	消費生活協同組合の理事等の氏名（住所）の変更の届出	定款所定の時期に通常総会を開会できない旨の届出	消費生活協同組合の事業の休止の届出

五 火薬類取締法施行細則（昭和五十一年岡山県規則第三十	四 特定非営利活動促進法施行細則（平成十年岡山県規則第四十五号）											三 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）	
	第二十条 一項	第十五条	第十四条	第十三条 第二項	第十三条 第一項	第十二条	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第二条	
火薬庫外貯蔵場所の指示願の提出	合併登記の届出	清算結了の届出	残余財産の譲渡の認証の申請	清算人就任の届出	解散の届出	成功の不能による解散の認定の申請	軽微な事項に係る定款の変更の届出	定款の変更の認証の申請	役員の変更等の届出	設立登記の届出	事業報告書等の提出	設立の認証申請	

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

三号)

六 岡山県男女共同参画推進センター条例(平成十一年岡山県条例第八号)										
七 墓地等の経営の許可等に関する条例(昭和六十二年岡山県条例第十四号)										
第二十五条	第二十四条	第三条第一項	第二十四条第三項	第二十二條	第二十条	第十八条	第十七条	第十五条	第八条	第二条第二項
墓地(納骨堂・火葬場)の工事の	墓地(納骨堂・火葬場)の工事の着手の届出	利用等の許可の申請	許可証(指示書)の再交付の申請	事故報告	安定度試験の結果の報告	火薬類取扱保安責任者等の選任(解任)の届出	保安教育計画者の指定取消の申請	保安教育計画の認可の申請	特定施設(火薬庫)の使用の休止の届出	火薬庫外貯蔵場所の完成の届出

八 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）					
条第一項	完了検査の申請	第七条第一項	ばい煙発生施設の設置の届出	第七條第一項	岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）
第八条第一項	ばい煙発生施設の使用の届出	第八條第一項		第八條第一項	
第九条第一項	ばい煙発生施設の構造等の変更の届出	第九條第一項		第九條第一項	
第十条第二項、第二十三條第二項、第三十二條第二項及び第五十七條第二項において準用する場合を含む。	ばい煙発生施設（粉じん発生施設・有害ガス発生施設・特定施設）の設置（構造等変更）計画の変更（廃止）の届出	第十條第二項、第二十三條第二項、第三十二條第二項及び第五十七條第二項において準用する場合を含む。		第十條第二項、第二十三條第二項、第三十二條第二項及び第五十七條第二項において準用する場合を含む。	
第十二條（第二十七條第一項、第三十八條第一項、第一項、第二項、第三項）	氏名等の変更の届出	第十二條（第二十七條第一項、第三十八條第一項、第一項、第二項、第三項）	ばい煙発生施設（粉じん発生施設・有害ガス発生施設・ベンゼン等排出施設・特定施設）の使用の廃止の届出	第十二條（第二十七條第一項、第三十八條第一項、第一項、第二項、第三項）	

五十二 条及び 第六 十三 条第 一項 にお いて 準用 する 場合 を含む。	第十三 条第三 項（第 二十 七条第 一 項、第 十八 条第 一 項、第 五十二 条及び 第六 十三 条第 一項に おいて 準用す る場合 を含む。）	第十三 条第三 項（第 二十 七条第 一 項、第 十八 条第 一 項、第 五十二 条及び 第六 十三 条第 一項に おいて 準用す る場合 を含む。）	第十四 条第二十 七条第二 項、第三 十八 条第二 項及び 第六十三 条	ばい煙発生施設（粉じん発生施設・有害ガス発生施設・特定施設）の使用の開始の届出	ばい煙発生施設（粉じん発生施設・有害ガス発生施設・ベンゼン等排出施設・特定施設）の地位の承継の届出
--	---	---	--	---	---

条第二項 において 準用する 場合を含 む。）	第十六条 第二項 （第二十 六条第二 項、第三 十五條第 二項及び 第六十條 第二項に おいて準 用する場 合を含 む。）	第十八条 第二項、 第三十七 条第二 項、第六 十二條第 二項及び 第七十條 第二項	ばい煙発生施設（粉じん発生施設 ・有害ガス発生施設・特定施設） の改善等の措置の届出	ばい煙発生施設（有害ガス発生施 設・特定施設・有害物質取扱事業 所）の事故の状況等の届出
-------------------------------------	---	--	--	--

第十八条 第四項 （第三十 七条第四 項、第六 十二条第 四項及び 第七十条 第四項に おいて準 用する場 合を含 む。）	ばい煙発生施設（有害ガス発生施設・特定施設・有害物質取扱事業所）の事故の措置の届出
第二十条 第一項	粉じん発生施設の設置の届出
第二十一 条第一項	粉じん発生施設の使用の届出
第二十二 条第一項	粉じん発生施設の構造等の変更の届出
第二十九 条第一項	有害ガス発生施設の設置の届出
第三十条 第一項	有害ガス発生施設の使用の届出

第三十一条 条第一項	第五十四 条第一項	第五十五 条第一項	第五十六 条第一項	第六十七 条第一項	第六十七 条第二項	第一百零二条 第一項	第一百零二条 第二項	第一百三 条	
有害ガス発生施設の構造等の変更 の届出	特定施設の設置の届出	特定施設の使用の届出	特定施設の構造等の変更の届出	有害物質取扱事業所の浄化対策計 画の報告	有害物質取扱事業所の浄化対策の 完了の報告	特定事業者の排出削減計画の提出	特定事業者の排出削減計画の変更 の提出	特定事業者が排出削減計画に基づ き実施した措置の状況の報告	

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）							九 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年岡山県規則第四十九号）	
の五 第十八条	の三 第十八条	第十八条 の二第二 項	第十八条 の二第一 項	第十六条	第十四条 第二項	第十四条 第一項	第六条	第三条
産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請	特別管理産業廃棄物処理業許可証の再交付の申請	特別管理産業廃棄物処理業の再開の届出	特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出	産業廃棄物処理業許可証の再交付の申請	産業廃棄物処理業の再開の届出	産業廃棄物処理業の休止の届出	指定事業者のフロン類引取り量等に関する報告	第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

			十一 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和六十年岡山県条例第二十五号）		十二 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和六十年岡山県規則第五十四号）		十三 浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則（昭和六十年岡山県規則第五十六号）		十四 指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十一年岡山県規則第四十四号）	
第二十條 の二第一 項	第二十一 條第十九 号	第八條第 一項	第九條	第十四條	第三條第 一項	第八條第 一項	第八條第 二項	第四條第 一項		
指定区域台帳（廃棄物最終処分届出台帳）の閲覧の請求	登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止（休止・再開）の届出	浄化槽保守点検業の登録事項の変更の届出	浄化槽保守点検業の廃業等の届出	浄化槽保守点検業務の報告	浄化槽工事中の中止の届出	浄化槽の使用の休止の届出	浄化槽の使用の再開の届出	指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）の指定（許可）事項の変更		

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

号)	十五 食品衛生法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第五十号）				十六 岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号）		十七 岡山県魚介類行商条例（昭和二十九年岡山県条例第十四号）	十八 岡山県魚介類行商条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十八号）	十九 化製場等に関する法律施
	第八条	第九条第五号及び第七号	第九条第八号	第九条第九号	第十三条第一項	第十三条第三項	第五条第五項	第九条第二項	第五条
の届出	許可営業者の休業（廃業・再開）の届出	許可営業者の地位の承継の届出	許可営業者の営業許可の申請事項の変更の届出	食品衛生責任者の設置（変更）の届出	ふぐ処理施設の休止（廃止）の届出	ふぐ処理施設の再開の届出	廃業（休業）の届出	行商鑑札の交付（更新・再交付・書換）手数料の減免の申請	化製場（死亡獣畜取扱場）の構造

行細則（昭和五十九年岡山県規則第四十六号）

第十六条	第十五条 第二項	第十五条 第一項	第十三条	第十二条	第八条	第七条	第六条	
化製場（死亡獣畜取扱場・魚介類	死亡獣畜の解体（埋却・焼却）の報告	死亡獣畜の処理の報告	動物の飼養（収容）の届出	動物の飼養（収容）の停止（廃止）の届出	魚介類鳥類処理場の設置許可申請書の記載事項の変更の届出	化製場（死亡獣畜取扱場）の経営の停止（廃止）の届出	化製場（死亡獣畜取扱場）の設置許可申請書の記載事項の変更の届出	設備の変更の届出

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

	</								

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

二十五 岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）	二十六 岡山県内水面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十六号）	二十七 林業種苗法施行細則（昭和四十五年岡山県規則第六十七号）	二十八 岡山県道路占用規則（昭和四十四年岡山県規則第三号）	二十九 岡山県河川管理規則（昭和四十一年岡山県規則第六十三号）	三十 岡山県普通海域管理条例（平成十年岡山県条例第三十一号）
第四十七 条第二項	第三十四 条第二項	第四条第 一項	第二条	第三条	第三条第 一項 第三条第 三項ただ し書 第八条
特別採捕の許可の申請	特別採捕の許可の申請	生産事業者講習会の受講の申込み	道路占用の許可の申請	工事その他の行為の着手（完了） の届出	普通海域における占用等の許可（変更の許可）の申請 普通海域における占用等の許可の更新の申請 普通海域における占用等の廃止の届出

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

三十一 岡山県普通海域管理条例 例施行規則（平成十年岡山県規則第三十六号）		三十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十四年岡山県規則第五十号）		三十三 岡山県砂防指定地等管理条例（平成十四年岡山県条例第七十六号）		三十四 岡山県砂防指定地等管理条例施行規則（平成十四年岡山県規則第二百二十三号）	
第七条	普通海域における占用等の許可を受けた者の住所等の変更の報告	第二条第一項	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可の申請	第五条第一項	急傾斜地崩壊危険区域内における行為（防止工事）の完了の届出	第七条第一項第二号	急傾斜地崩壊防止工事の施行の届出
第五条第一項	砂防指定地内における行為（砂防設備の占用に係る行為）の着手の設備の占有に係る行為）の着手の	第三条	砂防指定地内における行為（砂防設備の占用）の許可の更新の許可の申請	第四条第一項	砂防指定地内における行為の許可（変更の許可）の申請	第五条第一項	砂防設備の占用の許可（変更の許可）の申請

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

三十七 岡山県屋外広告物条例 (昭和四十一年岡山県条例第 二十九号)		三十六 岡山県港湾施設管理及 び利用条例施行規則(昭和二 十七年岡山県規則第二十七 号)	三十五 岡山県港湾施設管理及 び利用条例(昭和二十七年岡 山県条例第二十一号)						
第三項	第四条及 び第五条	第五条	第七条第 二項			第五条第 四項	第五条第 三項	第五条第 二項	
	屋外広告物の表示(掲出物件の設 置)の許可の申請	港湾施設内における工作物の設置 工事の着手(しゅん功)の届出	上屋の使用の許可の申請	野積場の使用の許可の申請	く。 係留施設の使用の許可の申請(小 型船舶係留施設に係るものを除 く。	占用者等の住所等の変更の届出	砂防指定地内における行為(砂防 設備の占用に係る行為)の中止(廃 止)の届出	砂防指定地内における行為(砂防 設備の占用に係る行為)の完了の 届出	届出

三十八 岡山県屋外広告物規則										
	第四 条	第二 十一 条の 八第 一項	第二 十一 条の 六第 一項	第三 十九 条第 三項	第二 十九 条第 二項	第一 十九 条第 一項	第二 十三 条第 二項	第十 二条 の三	第九 条	第八 条
	屋外 広告 物の 表示 （掲 出物 件） の設 置	屋外 広告 業の 廃業 等の 届出	屋外 広告 業の 登録 事項 の変 更の 届出	屋外 広告 物（ 掲出 物件 ）の 設置 者（ 管理 者） の氏 名等 の変 更の 届出	屋外 広告 物（ 掲出 物件 ）の 設置 者（ 管理 者） の変 更の 届出	屋外 広告 物（ 掲出 物件 ）の 管理 者の 設置 の届 出	屋外 広告 物（ 掲出 物件 ）の 除却 の届 出	屋外 広告 物（ 掲出 物件 ）の 自己 点検 結果 の報 告	屋外 広告 物（ 掲出 物件 ）の 変更 （改 造） の許 可の 申請	屋外 広告 物の 表示 （掲 出物 件） の設 置） の許 可の 更新 の許 可の 申請

四十二 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）					四十一 岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）	四十 建築士法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第三号）	三十九 宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年岡山県規則第二十七号）	（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）
第二百九条第一項	第七十七條	第七十二條第三項	第七十二條第二項	第七十二條第一項	第五條第一項	第九條	第四條	
行政財産の使用の許可の申請（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることが	収入証紙の売渡しの実績の報告	収入証紙の売りさばきの廃止の届出	収入証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出	収入証紙の売りさばき場所の変更の申請	収入証紙の売りさばき人の指定の申請	二級建築士（木造建築士）の住所等の届出	宅地建物取引業の従業者の変更の届出	置）の完了の届出

				四十三 岡山県証明事務手数料 条例（昭和三十一年岡山県条例第五号）	四十四 岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）	四十五 岡山県補助金等交付規則（昭和四十一年岡山県規則第五十六号）
				第三条第一項	第五条	第四条
				証明願（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとされているものに限る。）	公文書の開示の請求	補助金等の交付の申請（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとされているものに限る。）
						補助事業等の変更（中止・廃止）の承認の申請（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとされているものに限る。）
						補助事業等の実施状況の報告（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとされているものに限る。）
第十二条						補助事業等の遅延等の報告（別に

第二項	第十三条 第一項
定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができる。)	補助事業等の実績の報告（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができる。）

◎岡山県告示第三十五号

平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表中 「日生信用金庫」を「備前日生信用金庫」に改める。
備前信用金庫

附 則

この告示は、令和二年二月十日から施行する。

◎岡山県告示第三十六号

令和二年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する特定役務の種類
情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

(9) 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

(10) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第

二十九条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

る。

3 資格審査の結果の通知

1 及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証

明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
- (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

- (7) 印鑑登録証明書

- (8) 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

- (9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
- (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和二年二月三日から同月二十日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和二年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和四年一月中に行う予定の令和四年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

2 県公報により公示する。
問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課（電話 〇八六
一二六―七二六四）

◎岡山県告示第三十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	ぼくはくるま、みんなもくるま	高 橋 祐 次	作	あ かね 書 房	幼 児
2	さいた さいた ゆきのはな	鈴 木 真 実 j u n a i d a	作 者	講 談 社	”
3	の	メネナ・コライン ロサナ・フリア うの かずみ	著 文 絵 訳	福 音 館 書 店 サウザンブックス社	小学生（低） ” （低）
4	くろは おうさま				
5	10歳から知っておきたいお金の心得 大切なのは 稼ぎ 方・使い方・考え方	八 木 陽 子	監修	え ほ ん の 社	” （中）
6	田んぼの1年	瀬 長 剛	文・絵	偕 成 社	” （中）
7	中ぐらいの幸せの味	みとみ とみ 岡 田 千 晶	作 絵	国 土 社	” （高）
8	蝶の羽ばたき、その先へ	森 楚 こみち	作	小 峰 書 店	中 学 生
9	明日をさがす旅 故郷を追われた子どもたち	アラン・グラッツ さくま ゆみこ	作 訳	福 音 館 書 店	”

◎岡山県告示第三十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

番号	種 別	名 称	発 行 者 等
1	月刊誌	封印お宝スキヤンダル 2020年2月号 vol. 013	マイウェイ出版
2	〃	実話ナックルズ 2月号	大 洋 図 書
3	〃	恋愛宣言PINKY 2020年2月号	秋 水 社
4	雑 誌	週刊実話 ザ・タブー 2月8日号	日本ジャーナル出版
5	〃	EX特ダネ NG SHOT 第2号	インテラルフイン

◎岡山県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

玉野市玉原三丁目八〇〇の八五、和田七丁目八〇一の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

一 解除に係る保安林の所在場所

玉野市玉原三丁目八〇〇の八五、和田七丁目八〇一の五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

水道事業用地とするため

◎岡山県告示第四十号

令和二年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における売上高(消費税額及び地方消費税の額を除く。)
 - (2) 直前決算における自己資本額
 - (3) 直前決算における機械設備等の価額
 - (4) 直前決算における流動比率
 - (5) 申請時における従業員数
 - (6) 申請時までの営業年数
 - (7) 男女共同参画の推進状況
 - (8) 障害者雇用の状況
 - (9) 環境基準等の達成状況
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百五十万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

- (1) 申請書
- (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
- (3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
- (4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
- (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

- (9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

- (10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

- (11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
- (12) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和二年二月三日から同月二十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの手紙が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和二年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和四年一月中に行う予定の令和四年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一二二六一七五三八）

◎岡山県告示第四十一号

令和二年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権

限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
制限なし	六十点以上	A級
五百万円未満	四十点以上六十点未満	B級
二百万円未満	四十点未満	C級

3 資格審査の結果の通知

1 及び 2 による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和二年二月三日から同月二十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

1 有効期間

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和二年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和四年一月中に行う予定の令和四年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一
二二六一七五三八）

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

〔二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区西三成工区）計画を変更したので、
関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区西三成工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和二年一月二十八日から同年二月十八日まで

三 縦覧の場所

矢掛町役場

〔二六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称					
上原井領土地改良区					
二 退任及び就任役員					
退任役員	就任役員	住 所	理事監	事の別	理事
氏 名	氏 名				
大富 貞雄	大富 貞雄	倉敷市真備町岡田四四一			
藤田 輝正	藤田 輝正	〃 〃 辻田三一―一二			
井元 敏憲	井元 敏憲	〃 〃 六二二―三			
有本 嗣郎	有本 嗣郎	〃 〃 川辺九六〇―三			
加藤 晃敏	加藤 晃敏	〃 〃 一四三一			
井川 善夫		〃 〃 下二万三九二			
	塩見日出昌	〃 〃 四八一			
守屋 晶次	守屋 晶次	〃 〃 二〇一〇			
浅野 卓也		〃 〃 有井一四一三			
	諏訪 雄一	〃 〃 二一〇―一			
小田 博士		〃 〃 一五七五―二			
	佐藤 彰	〃 〃 一五三〇			
妹尾 幸敏	妹尾 幸敏	〃 〃 箭田一五〇			
	枝松 貢	総社市下原九一二―八			
小原 京橘		〃 〃 富原一〇一三			
	岩城 文雄	〃 〃 四八〇―一			
難波隆四郎	難波隆四郎	〃 〃 上原二八二―四			
加藤 哲馬		倉敷市真備町川辺一三八〇	監 事		
守屋 紀男		〃 〃 下二万二〇一三			
	小堀 隆信	〃 〃 辻田一三八一			
	難波 久志	総社市富原三七八―二			

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

〔二七〕河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第四項の規定により、次の河川整備計画の変更案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の変更案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年一月二十八日

河川管理者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 変更する河川整備計画の名称

一級河川高梁川水系小田川ブロック河川整備計画

二 縦覧の期間

令和二年一月二十八日から同年二月二十七日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、倉敷市建設局土木部土木課、倉敷市真備支所、笠岡市建設部建設管理課、井原市建設部建設課及び矢掛町建設課

〔二八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令備前局 建第六〇一号 令和二年一月二十 日	備前市日生町日生字中西田奥川東一 六四七番一、字中西一六四八番一	六・〇〇	二九・〇一

〔二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字河原田一六九三一、一六九三二、一六九五、一六九六一、一六九七一、一六九八一、一六九三一地先から一六九三二地先まで道、一六九三一地先水路の一部、一六九六一二の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市総社二丁目一九一一

総社土地開発株式会社

代表取締役 小川美千代

三 許可番号

岡山県指令建指第三四四号

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

〔三〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字中畑一〇三―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺四七―一〇ハピネス翼二〇一

木口 洋祐

三 許可番号

岡山県指令建指第二七三号

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

〔三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一七二、一八二、一八三一、一八四―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市金光町占見新田三五二―四

有限会社金光土地建物

代表取締役 中務 敏之

三 許可番号

岡山県指令建指第一七九号

令和2年1月28日 岡山県公報 第12163号

〔三二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字河原田一六九三一、一六九三二、一六九五、一六九六一、一六九七一、一六九八一、一六九三一地先から一六九三二地先まで道、一六九三一地先水路の一部、一六九六一二の一部

二 公共施設の種類

道路、水路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市総社二丁目一九一一

総社土地開発株式会社

代表取締役 小川美千代

五 許可番号

岡山県指令建指第三四四号

〔三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一七二、一八二、一八三一、一八四―一

二 公共施設の種類

道路、水路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市金光町占見新田三五二―四

有限会社金光土地建物

代表取締役 中務 敏之

五 許可番号

岡山県指令建指第一七九号

〔三〕令和元年十二月十三日付け公布家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（岡山県規則第六十五号）に誤りがあつた。

終わりから七	行
第六条	誤
第二章中第六条	正